

委託方法のご案内

(契約方法)

社会保険労務士法人NSR

契約のご案内

- 顧問契約 : 月々固定額で業務を受託します。
顧問契約には2種類あります。
(A型) 手続き業務と相談業務を含む顧問契約(社会保険・雇用保険などの手続き業務と相談業務が含まれます。)
※問契約に含まれない業務があります。
このご案内に記載していますのでご確認下さい。
(B型) 相談業務のみの顧問契約 お手続きを含まない相談業務のみの顧問契約です。
- スポット契約: 毎月の顧問料は発生しません。手続きやご相談の1件ごとに報酬が発生します。
1件ごとの料金につきましては「スポット料金表」をご覧ください。
相談業務は時間でカウントします。また、ご相談内容の難易度によって単価が変わります。
相談業務の単価のめやすにつきましては「スポット料金表」に掲載しています。
- 給与計算業務: 給与計算業務の料金につきましては「給与計算料金表」をご覧ください。
- 講師業務 : 講師業務につきましては、内容によって料金が異なりますがおおよその目安につきましては「スポット料金表」に記載しています。
- 就業規則作成: 就業規則や諸規定の作成につきましては、基本料金がございますがその都度のお見積もりをさせていただきます。作成にあたりましては変更箇所やご提案箇所の確認が必須となります。いわゆる「適当に作成して欲しい」というご依頼は受託できません。
- 就業規則点検: いまお持ちの就業規則に法改正が盛り込まれていない等の点検のみをさせていただきます。

お見積もり(無料)

お見積もりは無料ですので、お気軽にご用命下さい。

A型

料 金 表

顧問報酬

制 定：平成15年4月1日
最近改正：平成30年1月31日

社会保険労務士法人NSR

【顧問契約業務】 報酬料金表

最近改正 平成30年1月31日
制 定 平成15年4月1日

●顧問契約A型＝手続き業務(相談業務を含む場合は、5,000円加算)

		内 訳							
人 員	4人以下	5人以上 10人未満	10人以上 15人未満	15人以上 20人未満	20人以上 25人未満	25人以上 30人未満	30人以上 35人未満	35人以上 40人未満	40人以上 45人未満
報酬月額	20,000	30,000	35,000	40,000	45,000	50,000	55,000	60,000	65,000
人 員	45人以上 50人未満	50人以上 60人未満	60人以上 70人未満	70人以上 80人未満	80人以上 90人未満	90人以上 100人未満	100人以上 120人未満	120人以上 140人未満	140人以上 160人未満
報酬月額	70,000	80,000	90,000	100,000	110,000	130,000	150,000	170,000	190,000
人 員	160人以上 180人未満	180人以上 200人未満	200人以上 250人未満	250人以上 300人未満	300人以上 350人未満	350人以上 400人未満	400人以上 450人未満	450人以上 500人未満	500人以上
報酬月額	210,000	220,000	250,000	300,000	350,000	400,000	450,000	500,000	別途協議

※健康保険組合加入の場合は、20%増

※顧問契約業務は手続き業務の料金です。相談業務を含む場合は5,000円を加算させていただきます。

※建設業は顧問料金の20%加算させていただきます。

顧問契約「A型」は相談業務と手続業務を含めた総合的な顧問契約です。

健康保険・厚生年金だけの手続きをして欲しいとか、雇用保険だけの手続きをして欲しいなどご要望があれば対応致します。

相談だけの顧問契約は、顧問契約「B型」をご覧ください。」

また、1件ごとのスポット契約もございます。

【顧問契約】契約A型の顧問契約に含まれる相談業務の内容

区 分	
相談業務	<p>労働社会保険諸法令に関する相談・指導・資料の提供 相談業務に「就業規則・諸規程の見直し」は含まれません。ただし、ごく一部の規定改定のアドバイス等は相談業務に含みます。</p> <p>【相談業務の基本的な考え方】 (1)「相談」とは、ある物事について考え方をもち、その考えが法律に照らし正しいか否かの判断を求めることをいいます。また、労働紛争に発展しないよう予防的なアドバイスを求めることも相談業務になりますが、労働組合交渉についてのアドバイスや個別労働紛争に発展した事案は、相談業務に含みません。 (2) 相談業務には情報提供を含みます。また、様式類の提供も一般的なものは相談業務に含みますが、特殊な様式や様式そのものを作成するのは相談業務に含みません。</p> <p>○相談業務とならない具体的事例 (1)規則・規程の作成又は見直し業務 就業規則の作成等は別途料金が発生します。ただし既存の就業規則で数個の条についてアドバイスを求めることは相談業務に含みます。 (2)顧問契約に含む手続き業務以外の書類の作成 ※顧問契約に含む手続き業務以外の書類作成についての相談の場合は、作成や記入作業そのものについては「相談」ではなく「作業」になりますので、相談業務には含みません。基本的な作成作業は含まず、手続きに影響を与えるような作成内容についての相談は含みます。 ※雇用契約書の作成や各種文書の作成は「相談」ではなく「作業」になります。</p>

【顧問契約】契約A型の顧問契約に含まれる手続き業務の内容

区 分	顧 問 報 酬 内 手 続	
<p style="text-align: center;">手続業務</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl;">社会 保 険</p>	1 健康保険・厚生年金保険 資格取得届出書の作成及び提出
		2 健康保険・厚生年金保険 被保険者氏名変更(訂正)届出書の作成及び提出
		3 健康保険 被扶養者異動届書の作成及び提出
		4 国民年金 第3号被保険者該当届・異動届書の作成及び提出
		5 健康保険 被保険者証(滅失・毀損・無余白)再交付申請書の作成及び提出
		6 健康保険・厚生年金保険 資格喪失届の作成及び提出
		7 健康保険・厚生年金保険 資格記録事項訂正(取消)届
		8 健康保険・厚生年金保険 二以上事業所勤務届
		9 健康保険 被保険者証回収不能届の作成及び提出
		10 健康保険・厚生年金保険 定年扱いの保険資格喪失届及び資格取得届の作成及び提出
		11 健康保険・厚生年金保険 報酬月額変更届の作成及び提出
		12 健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者申出書の作成及び提出
		13 健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者変更(終了)届の作成及び提出
		14 健康保険・厚生年金保険 産前産後終了時報酬月額変更届の作成及び提出
		15 健康保険・厚生年金保険 育児休業等取得者申出書の作成及び提出
		16 健康保険・厚生年金保険 育児休業等取得者終了届の作成及び提出
		17 健康保険・厚生年金保険 育児休業等終了時報酬月額変更届の作成及び提出
		18 健康保険 傷病手当金支給申請書の作成及び提出
		19 健康保険 負傷原因届
		20 健康保険 出産手当金支給申請書の作成及び提出
		21 健康保険 被保険者配偶者出産一時金支給申請書の作成及び提出
		22 健康保険 埋葬料(埋葬費)支給申請書の作成及び提出
		23 健康保険 療養費支給申請書の作成及び提出
		24 健康保険 高額療養費支給申請書の作成及び提出
		25 健康保険 限度額適用認定申請書の作成及び提出
		26 健康保険・厚生年金保険 資格取得・喪失連絡票の作成

【顧問契約】契約A型の顧問契約に含まれる手続き業務の内容

区 分		顧 問 報 酬 内 手 続	
手続業務	社会 保 険	27	厚生年金保険 住所変更届の作成及び提出
		28	厚生年金保険 70歳以上被用者該当・不該当届の作成及び提出
		29	厚生年金保険 70歳到達時資格喪失届の作成及び提出
		30	厚生年金保険 養育期間標準報酬月額特例申出書の作成及び提出
		31	生年金保険 養育期間標準報酬月額特例終了届の作成及び提出
		32	厚生年金保険 ローマ字氏名届
		33	国民年金 第3号被保険者ローマ字氏名届
		34	年金手帳再交付申請書の作成及び提出
		35	雇用保険 資格取得届出書の作成及び提出
		36	雇用保険 氏名変更届出書の作成及び提出
		37	雇用保険 60歳到達時賃金登録・受給資格確認票の作成及び提出
		38	雇用保険 60歳到達時賃金証明書の作成及び提出
		39	雇用保険 高年齢雇用継続給付金請求書の作成及び提出
		40	雇用保険 育児休業開始時賃金登録・受給資格確認票の作成及び提出
		41	雇用保険 育児休業給付金請求書の作成及び提出
	42	雇用保険 介護休業開始時賃金登録・受給資格確認票の作成及び提出	
	43	雇用保険 介護休業給付金請求書の作成及び提出	
	44	雇用保険 被保険者資格喪失届書の作成及び提出	
	45	雇用保険 被保険者離職証明書の作成及び提出	
	労 災 安 労	労	38
39			労働者災害補償保険 療養(補償)給付たる療養の費用請求書の作成及び提出
災		40	労働者災害補償保険 休業(補償)給付請求書の作成及び提出
安		41	死傷病報告書の作成及び提出
労	42	労働者名簿の作成	

【顧問契約】契約A型の顧問契約に含まれない業務の内容

※別途費用が発生します。

区 分	項 目	スポット料金																									
顧問料に含まない業務の例	労災保険・雇用保険適用事業所 新規加入手続・事業所移転手続	別途料金表																									
	社会保険事業所 新規加入手続(健康保険・厚生年金保険)・事業所移転手続	別途料金表																									
	厚生年金保険・国民年金 裁定請求書の申請 (遺族年金・障害年金については個別見積もり)	30,000																									
	労働保険 概算・確定申告書の計算・書類の作成及び提出 (ただし、基本顧問報酬と計算人員に差が有る場合は、個別委託業務料金表による。)	報酬月額のみ																									
	建設業の場合																										
	(1)事務所労災 基本料「15,000円」 ※特殊な場合は別途申し受けます。 (2)雇用保険 顧問報酬の1か月分																										
	(3)有期事業(現場労災)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="4">労働保険(労災保険)有期事業</th> </tr> <tr> <th>元請金額</th> <th>継続一括事業</th> <th>単独有期 2億円以下</th> <th>単独有期 2億円以上</th> </tr> <tr> <td>報酬額</td> <td>30,000</td> <td>50,000</td> <td>80,000~相談</td> </tr> <tr> <td>工事5件~10件</td> <td>15,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事10件~49件</td> <td>30,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事50~99件</td> <td>50,000</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	労働保険(労災保険)有期事業				元請金額	継続一括事業	単独有期 2億円以下	単独有期 2億円以上	報酬額	30,000	50,000	80,000~相談	工事5件~10件	15,000			工事10件~49件	30,000			工事50~99件	50,000			還付申告書作成1件につき5,000円 ただし、特殊な計算をする場合は、別途加算する。
	労働保険(労災保険)有期事業																										
	元請金額	継続一括事業	単独有期 2億円以下	単独有期 2億円以上																							
	報酬額	30,000	50,000	80,000~相談																							
	工事5件~10件	15,000																									
	工事10件~49件	30,000																									
	工事50~99件	50,000																									
	健康保険・厚生年金保険 報酬月額算定基礎届書の作成及び提出 (ただし、基本顧問報酬と計算人員に差が有る場合は、個別委託業務料金表による。)		報酬月額のみ																								
	健康保険・厚生年金保険 賞与支払届書の作成及び提出		報酬月額のみ																								
労働者災害補償保険 第三者行為災害届の作成及び提出		80,000																									
健康保険 第三者行為災害届の作成及び提出		60,000																									
行政官庁の調査立会 (調査は2時間が基本)		30,000																									
就業規則の作成・変更 (基本料200,000+作業内容による加算)		その都度相談																									
給与規定・退職金規程その他諸規定の作成・変更 (基本料100,000+作業内容による加算)		その都度相談																									
職業安定法・その他厚生労働省関係助成金・給付金の申請手続	その都度相談	その都度相談																									
社内講習会・社内研修会講師(2時間)		50,000																									

【顧問契約】契約A型の顧問契約に含まれない業務の内容

※別途費用が発生します。

区分	項目	スポット料金	
顧問料に含まない業務	労働基準法協定		
	1	【監督署提出用】時間外労働・休日労働に関する協定届(労基様式9号) 作成・提出 運輸業以外の業種	
	2	【社内保管用】時間外労働・休日労働に関する協定書 作成 運輸業以外の業種	
	3	【監督署提出用】時間外労働・休日労働に関する協定届(労基様式9号) 作成・提出 運輸業	
	4	【社内保管用】時間外労働・休日労働に関する協定書 作成 運輸業	
	※労働者代表については、労働基準法告示第154号(平成10・12)、昭和23・4・5基発535号、平成11・1・29基発45号 平成11・3・31基発169号それぞれの基準・要件によって正当な過半数代表者の選出が行われていることが前提となります。		
顧問契約(相談業務)での面談打合せ(訪問の場合) 報酬+(日当・旅費) ※日当(半日)=大阪市内・神戸市内は原則5,000円		1時間10,000	
顧問契約(相談業務)での面談打合せ(ご来訪の場合) 報酬のみ		1時間10,000	
※相談業務料金(加算5,000円)が顧問料に含まれる場合は、特殊な案件以外は顧問料に含まれます、(日当・旅費は別)			

B型

料 金 表

顧問報酬

制 定：平成15年4月1日
最近改正：平成24年7月13日

社会保険労務士法人**NSR**

●顧問契約B型＝相談業務のみ

相談業務 のみの場合	労働社会保険諸法令に関する相談・指導・資料の提供(電話・FAX・mail)なお、高度な内容の相談や相当時間を要する場合、別途料金を申し受けます。(事前見積もりします)	50人まで	35,000円
		50人以上300人まで	50,000円
		300人以上500人まで	70,000円
		500人以上	ご相談

※ただし、相談件数の実績に応じて報酬を改定させていただきます。

【顧問契約】契約B型の顧問契約に含まれない業務の内容

※別途費用が発生します。

区 分	項 目
	<p>労働社会保険諸法令に関する相談・指導・資料の提供 相談業務に「就業規則・諸規程の見直し」は含まれません。ただし、ごく一部の規定改定のアドバイス等は相談業務に含みます。</p> <p>【相談業務の基本的な考え方】</p> <p>(1) 「相談」とは、ある物事について考え方をもち、その考えが法律に照らし正しいか否かの判断を求めることをいいます。また、労働紛争に発展しないよう予防的なアドバイスを求めることも相談業務になりますが、労働組合交渉についてのアドバイスや個別労働紛争に発展した事案は、相談業務に含みません。</p> <p>(2) 相談業務には情報提供を含みます。また、様式類の提供も一般的なものは相談業務に含みますが、特殊な様式や様式そのものを作成するのは相談業務に含みません。</p> <p>○相談業務とならない具体的事例</p> <p>(1)規則・規程の作成又は見直し業務 就業規則の作成等は別途料金が発生します。ただし既存の就業規則で数個の条についてアドバイスを求めることは相談業務に含みます。</p> <p>(2)書類の作成 ※手続書類作成についての相談の場合は、作成や記入作業そのものについては「相談」ではなく「作業」になりますので、相談業務には含みません。基本的な作成作業は含まず、手続きに影響を与えるような作成内容についての相談は含みます。 ※雇用契約書の作成や各種文書の作成は「相談」ではなく「作業」になります。</p>

料 金 表

個別報酬(スポット契約)

制 定:平成15年4月1日
最近改正:平成30年1月31日

社会保険労務士法人NSR

区 分	内 訳	報酬額
社 会 保 険 手続業務①	1 健康保険・厚生年金保険 資格取得届の作成及び提出 ○資格取得者が同時に複数人申請の場合、2人目から5,000円加算 ○被扶養者異動届作成の場合は、1枚につき5000円加算	15,000
	2 遡及加入の場合の「遅延理由書」作成	5,000
	3 年金手帳再交付申請書の作成及び提出 ※資格取得届と同時申請の場合は加算5,000円	15,000
	4 健康保険 資格取得証明書交付申請書	8,000
	5 健康保険・厚生年金保険 資格取得証明書(連絡票)の作成	8,000
	6 健康保険・厚生年金保険 被保険者氏名変更(訂正)届出書の作成及び提出	8,000
	7 健康保険 被扶養者異動届・国民年金第3号該当届の作成及び提出	15,000
	8 国民年金 第3号被保険者該当届・異動届の作成及び提出	15,000
	9 健康保険 遠隔地被保険者証交付申請書の作成及び提出(健康保険組合)	15,000
	10 健康保険 被保険者証(滅失・毀損)再交付申請書の作成及び提出	15,000
	11 健康保険・厚生年金保険 資格喪失届出書の作成及び提出	15,000
	12 健康保険・厚生年金保険資格喪失証明書(連絡票)の作成	8,000
	13 健康保険 被保険者証回収不能届出書の作成及び提出	8,000
	14 健康保険・厚生年金保険 定年扱いの資格喪失届及び資格取得届の作成及び提出 ○健康保険 被保険者証回収不能届出書の作成及び提出 ○被扶養者異動届作成の場合は、1枚につき5,000円加算	15,000 5,000 3,000
	15 健康保険・厚生年金保険 資格記録事項訂正(取消)届	8,000
	16 健康保険・厚生年金保険 被保険者二以上事業所勤務届	15,000
	17 健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者申出書(保険料免除の届け出・延長届)	10,000
	18 健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者変更(終了)届(保険料免除の終了届)	10,000
	19 健康保険・厚生年金保険 産前産後休業終了時報酬月額変更届(チェックのみの場合は3,000円)	15,000
	20 健康保険・厚生年金保険 育児休業等取得者申出書(保険料免除の届け出・延長届)	10,000
	21 健康保険・厚生年金保険 育児休業等取得者終了届(保険料免除の終了届)	10,000
	22 健康保険・厚生年金保険 育児休業等終了時報酬月額変更届(チェックのみの場合は3,000円)	15,000
	23 厚生年金保険 養育期間標準報酬月額特例申出書	15,000
	24 厚生年金保険 養育期間標準報酬月額特例終了届	10,000

業 務 単 価 表

区 分	内 訳	報酬額
手続業務①	25 健康保険 傷病手当金支給申請書の作成及び提出(初回)	30,000
	○健康保険 傷病手当金支給申請書の作成及び提出(同一傷病・2回目以降)	10,000
	26 健康保険 負傷原因届	5,000
	27 健康保険 出産手当金支給申請書の作成及び提出(初回)	30,000
	○健康保険 出産手当金支給申請書の作成及び提出(同一事由・2回目以降)	10,000
	28 健康保険 被保険者配偶者出産育児一時金(差額)申請書の作成及び提出	20,000
	29 健康保険 埋葬料(埋葬費)支給申請書の作成及び提出	20,000
	30 健康保険 療養費支給申請書の作成及び提出	20,000
	31 健康保険 高額療養費支給申請書の作成及び提出(1回目)	20,000
	32 ○健康保険 高額療養費支給申請書の作成及び提出(2回目以降)	10,000
	33 健康保険 特定疾病療養受領証交付申請書	20,000
	34 健康保険 限度額適用認定申請書	15,000
	35 健康保険 高齢受給者基準収入額適用申請書	20,000
	36 健康保険 第三者行為災害届の作成及び提出	50,000
	37 健康保険 任意継続(協会健保・扶養届なし) 健康保険組合は5,000円加算	20,000
	38 健康保険 被扶養者調書(基本料)5人まで	5,000
	○5人超 一人500円	
	○添付書類確認作業ある場合 一人500円加算	
	39 厚生年金保険 住所変更届の作成及び提出	15,000
	40 厚生年金保険 70歳到達時資格喪失届の作成及び提出	15,000
	41 厚生年金保険 70歳以上被用者該当・不該当届の作成及び提出	15,000
	42 厚生年金保険 ローマ字氏名届	3,000
	43 国民年金 第3号被保険者ローマ字氏名届	3,000
44 厚生年金保険・国民年金 裁定請求書の申請(老齢)	30,000	
○遡及申請や難易度の高いものについては年金額の20%以内を加算する		
45 厚生年金保険・国民年金 裁定請求書の申請(遺族)	80,000	
○遡及申請や難易度の高いものについては年金額の20%以内を加算する		
46 厚生年金保険・国民年金 裁定請求書の申請(障害)	80,000	
○遡及申請や難易度の高いものについては年金額の20%以内を加算する		
47 介護保険 適用除外等該当・非該当届	15,000	

業 務 単 価 表

区 分	内 訳	報酬額
手続業務①	1 雇用保険 資格取得届の作成及び提出 ○資格取得者が同時に複数人申請の場合、2人目から5,000円加算	15,000
	2 ○遡及加入の場合の「遅延理由書」作成	5,000
	3 雇用保険 氏名変更届の作成及び提出	8,000
	4 雇用保険 被保険者にかかる訂正(取消)願	8,000
	5 雇用保険 60歳到達時等賃金証明書・受給資格確認票(初回申請書)の作成及び提出	15,000
	6 (削除)	
	7 雇用保険 60歳到達時等賃金証明書(単独処理の場合)	15,000
	8 雇用保険 高年齢雇用継続給付申請書の作成及び提出	10,000
	9 雇用保険 育児休業開始時賃金月額証明書・受給資格確認票(初回申請書)の作成及び提出	15,000
	10 雇用保険 育児休業給付金支給申請書の作成及び提出	10,000
	11 雇用保険 介護休業開始時賃金月額証明書・受給資格確認票(初回申請書)の作成及び提出	15,000
	12 雇用保険 介護休業給付金支給申請書の作成及び提出	10,000
	13 雇用保険 払渡希望金融機関指定変更届	8,000
	14 雇用保険 被保険者資格喪失届書の作成及び提出 ○資格喪失者が同時に複数人申請の場合、2人目から5,000円加算	15,000
	15 雇用保険 被保険者離職証明書(資格喪失届と同時処理の場合)	10,000
	16 雇用保険 被保険者離職証明書(単独処理の場合)	15,000
	17 雇用保険 各種届け出再交付申請書(離職証明書・被保険者証)	8,000
	18 雇用保険 事業所非該当承認申請書・調査票作成	15,000

業 務 単 価 表

区 分	内 訳	報酬額	
手続業務①	1 労働者災害補償保険 療養(補償)給付たる療養の給付請求書(第5号・第16号)	25,000	
	2 労働者災害補償保険 療養(補償)給付たる療養の給付請求書(第16号)※通勤災害に関する事項含む	50,000	
	3 通勤災害に関する事項	25,000	
	4 労働者災害補償保険 療養(補償)給付たる療養の給付を受ける指定病院(変更)届	25,000	
	5 第三者行為災害届(交通事故)	80,000	
	6 第三者行為災害届(交通事故以外)	50,000	
	7 労働者災害補償保険 療養(補償)給付たる療養の費用請求書(第7号・第16号の5)	30,000	
	8 労働者災害補償保険 休業(補償)給付請求書の作成及び提出(初回)	30,000	
	9 労働者災害補償保険 休業(補償)給付請求書の作成及び提出(同一傷病・2回目以降)	10,000	
	10 労働者災害補償保険 遺族(補償)給付請求書の作成及び提出	50,000	
	11 労働者災害補償保険 障害(補償)給付請求書の作成及び提出	50,000	
	12 労働保険保険関係成立届(継続事業・継続一括事業)	15,000	
	13 継続事業保険関係成立時の労働保険料概算申告書(賃金総額の見込みをご提示) ※賃金総額計算は別途	5,000	
	14 継続一括申請(追加・抹消) 基本15,000円 1箇所追加ごとに1,500円	15,000	
	安	15 死傷病報告書の作成及び提出	30,000
	労	16 労働者名簿の作成	2,500
その他業務	雇用契約書作成		
	雇用契約書作成(A4版・2頁、服務規律付き)	労働時間、勤務条件など新規作成「簡易タイプ」	30,000
	雇用契約書作成(A4版・2頁、服務規律付き)	既存分の追加作成	3,000
	雇用契約書作成(A4版・12頁、条文タイプ)	新規作成(全文見直し)「契約書タイプ」	200,000
	雇用契約書作成(A4版・12頁、条文タイプ)	既存分一部修正	50,000
	雇用契約書作成(A4版・12頁、条文タイプ)	既存分の追加作成	8,000
	定年再雇用時の賃金シミュレーション		
	高齢者賃金シミュレーション(賃金、年金、給付金)	解説書(シミュレーション図作成)	100,000
高齢者賃金シミュレーション(賃金、年金、給付金)	解説書なし(最適給与のみ)	20,000	

業 務 単 価 表

区 分	内 訳																																
事業所関係	労働保険 年度更新	労働保険料概算・確定申告(継続事業)		労働保険(労災保険)有期事業																													
	労働保険 年度更新	計算人員	10人まで	11名超の加算 1人あたり単価	50名超の加算 1人あたり単価																												
	労働保険 年度更新	報酬額	30,000	2,000	1,500																												
		ただし、特殊な計算をする場合は、別途加算する。		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>元請金額</th> <th>継続一括事業</th> <th>単独有期 2億円以下</th> <th>単独有期 2億円以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報酬額</td> <td>30,000</td> <td>50,000</td> <td>80,000～相談</td> </tr> <tr> <td>工事5件～10件</td> <td>15,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事10件～49件</td> <td>30,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事50～99件</td> <td>50,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事100件～</td> <td>80,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">還付申告書作成1件につき5,000円</td> </tr> </tbody> </table> ただし、特殊な計算をする場合は、別途加算する。		元請金額	継続一括事業	単独有期 2億円以下	単独有期 2億円以上	報酬額	30,000	50,000	80,000～相談	工事5件～10件	15,000			工事10件～49件	30,000			工事50～99件	50,000			工事100件～	80,000			還付申告書作成1件につき5,000円			
元請金額	継続一括事業	単独有期 2億円以下	単独有期 2億円以上																														
報酬額	30,000	50,000	80,000～相談																														
工事5件～10件	15,000																																
工事10件～49件	30,000																																
工事50～99件	50,000																																
工事100件～	80,000																																
還付申告書作成1件につき5,000円																																	
算定・月変	健康保険・厚生年金 算定基礎届・月額変更届		健康保険・厚生年金 算定基礎届・月額変更届にかかるチェック作業料																														
算定・月変	計算人員	基本料																															
算定・月変	報酬額	15,000																															
		ただし、特殊な作業をする場合は、別途加算する。		○賃金台帳のチェック人数10人まで(一人3,000円) ○賃金台帳のチェック人数11人から20人まで(一人2,000円) ○賃金台帳のチェック人数21人以上(一人1,000円)																													
		※健康保険組合、厚生年金基金の場合で独自様式があるときは 作成枚数1枚につき3,000円を申し受けます。		※上記作業料金は、届出書の作成有無に関係なく申し受けます。																													
賞与支払届	健康保険・厚生年金 賞与支払届																																
賞与支払届	計算人員	10人まで	11名超の加算 1人あたり単価	50名超の加算 1人あたり単価																													
賞与支払届	報酬額	15,000	1,000	750																													
		ただし、特殊な計算をする場合は、別途加算する。																															

業 務 単 価 表

区 分	内 訳		
事業所関係	事業所移転(管轄内)		
	1	健康保険・厚生年金「適用事業所所在地変更(訂正)届(管轄内)」	15,000
	2	健康保険・厚生年金「保険料口座振替納付(変更)申請書 (1)と併せて申請する場合 ※銀行の証明をこちらで行った場合 ※銀行の証明を会社が行った場合	5,000 3,000
	3	労働保険「名称、所在地等変更届」 ※同一所管監督署であって、二元適用事業所で「事務所」と「現場」がある場合、基本料15,000円に追加作成として加算	15,000 5,000
	4	雇用保険「事業主事業所各種変更届」	15,000
	事業所移転(管轄外)		
	1	健康保険・厚生年金「適用事業所所在地変更(訂正)届(管轄内)」	15,000
	2	健康保険証「回収・交換」手続 基本 被保険者・被扶養者(健康保険証の数10枚まで) 加算 健康保険証の数10枚を超える1枚につき	20,000 200
	3	健康保険・厚生年金「保険料口座振替納付(変更)申請書 (1)と併せて申請する場合 ※銀行の証明をこちらで行った場合 ※銀行の証明を会社が行った場合	5,000 3,000
	4	労働保険(他府県移転) ※「確定申告」「新規適用」の料金表を適用	
	5	雇用保険「事業主事業所各種変更届」	15,000

業 務 単 価 表

区 分	内 訳		
事業所関係	事業所名称変更(組織変更)		
	1 健康保険・厚生年金「適用事業所 所在地・名称変更(訂正)届」	15,000	
	2 健康保険証「回収・交換」手続	基本 被保険者・被扶養者(健康保険証の数10枚まで)	20,000
		加算 健康保険証の数10枚を超える1枚につき	200
	3 健康保険・厚生年金「保険料口座振替納付(変更)申請書 (1)と併せて申請する場合	※銀行の証明をこちらで行った場合	5,000
		※銀行の証明を会社が行った場合	3,000
	4 労働保険 名称・所在地変更届	15,000	
	5 雇用保険「事業主事業所各種変更届」	15,000	
	健康保険・厚生年金「事業主関係変更届」		
	1 事業主の変更	15,000	
	2 FD届	3,000	
	3 賞与支払い月の変更	3,000	
	労働基準法協定		
	1 【監督署提出用】時間外労働・休日労働に関する協定届(労基様式9号) 作成・提出	15,000	
	2 【社内保管用】時間外労働・休日労働に関する協定書 作成	5,000	
	3 1年単位の変形労働時間制に関する協定届	15,000	
	4 カレンダー作成 ※職種が多種にわたる場合やシフトが複雑なカレンダーについては料金が加算されます。別途見積	10,000	
	※労働者代表については、労働基準法告示第154号(平成10・12)、昭和23・4・5基発535号、平成11・1・29基発45号 平成11・3・31基発169号それぞれの基準・要件によって正当な過半数代表者の選出が行われていることが前提となります。		

業 務 単 価 表

区 分	内 訳							
新規適用	新規適用手続(社会保険)							
	社会保険(健康保険・厚生年金)政府管掌				社会保険(健康保険・厚生年金)健康保険組合			
	計算人員	5人まで	5名超の加算 1人あたり単価	10名超の加算 1人あたり単価	計算人員	5人まで	5名超の加算 1人あたり単価	10名超の加算 1人あたり単価
	報酬額	80,000	2,000	1,500	報酬額	130,000	2,000	1,500
	被扶養者届作成1件につき1,500円を加算				被扶養者届作成1件につき1,500円を加算			
	ただし、特殊な計算をする場合は、別途加算する。				ただし、特殊な計算をする場合は、別途加算する。			
	社会保険(健康保険・厚生年金)厚生年金基金				社会保険(健康保険・厚生年金)健康保険組合・厚生年金基金			
	計算人員	10人まで	5名超の加算 1人あたり単価	10名超の加算 1人あたり単価	計算人員	10人まで	5名超の加算 1人あたり単価	10名超の加算 1人あたり単価
	報酬額	130,000	2,000	1,500	報酬額	180,000	2,000	1,500
	被扶養者届作成1件につき1,500円を加算				被扶養者届作成1件につき1,500円を加算			
	ただし、特殊な計算をする場合は、別途加算する。				ただし、特殊な計算をする場合は、別途加算する。			
	新規適用手続(労働保険) ※社会保険と労働保険の手続きを同時に行う場合は、原則30,000円を値引きする。							
労働保険(労災保険・雇用保険)継続事業				労働保険(労災保険)有期事業				
計算人員	5人まで	5名超の加算 1人あたり単価	10名超の加算 1人あたり単価	元請金額	継続事業	単独有期 2億円以下	単独有期 2億円以上	
報酬額	80,000	1,000	500	報酬額	30,000	50,000	80000~相談	
ただし、特殊な計算をする場合は、別途加算する。				ただし、特殊な計算をする場合は、別途加算する。				
労働保険(労災保険)継続事業 ※建設業(事務所労災)				雇用保険(二元加入) ※建設業				
計算人員	5人まで	5名超の加算 1人あたり単価	10名超の加算 1人あたり単価	計算人員	5人まで	5名超の加算 1人あたり単価	10名超の加算 1人あたり単価	
報酬額	30,000	1,000	500	報酬額	50,000	1,000	500	
ただし、特殊な計算をする場合は、別途加算する。				(1)保険関係成立届、(2)概算保険料申告書(3)雇用保険事業所設置届				
ただし、特殊な計算をする場合は、別途加算する。				ただし、特殊な計算をする場合は、別途加算する。				

業 務 単 価 表

区 分	内 訳			
適用廃止	廃止手続(社会保険)			
	社会保険(健康保険・厚生年金)政府管掌			
	計算人員	10人未満	10名超の加算 1人あたり単価	50名超の加算 1人あたり単価
	報 酬 額	50,000	2,000	1,000
	任意継続手続きについて1名につき5,000円加算			
	ただし、特殊な計算をする場合は、別途加算する。			
	社会保険(健康保険・厚生年金)健康保険組合			
	計算人員	10人未満	10名超の加算 1人あたり単価	50名超の加算 1人あたり単価
	報 酬 額	100,000	2,000	1,000
	任意継続手続きについて1名につき5,000円加算			
ただし、特殊な計算をする場合は、別途加算する。				
社会保険(健康保険・厚生年金)厚生年金基金				
計算人員	10人未満	10名超の加算 1人あたり単価	50名超の加算 1人あたり単価	
報 酬 額	130,000	2,000	1,000	
被扶養者届作成1件につき1,500円を加算				
ただし、特殊な計算をする場合は、別途加算する。				
社会保険(健康保険・厚生年金)健康保険組合・厚生年金基金				
計算人員	10人未満	10名超の加算 1人あたり単価	50名超の加算 1人あたり単価	
報 酬 額	180,000	2,000	1,000	
被扶養者届作成1件につき1,500円を加算				
ただし、特殊な計算をする場合は、別途加算する。				
廃止手続(労働保険)				
雇用保険				
計算人員	10人未満	5名超の加算 1人あたり単価	10名超の加算 1人あたり単価	
報 酬 額	50,000	1,000	500	
二元適用の場合の還付申告書作成1件につき5,000円				
離職証明書作成1件について5,000円				
ただし、特殊な計算をする場合は、別途加算する。				
労働保険(労災保険)有期事業				
元請金額	継続一括事業	単独有期 2億円以下	単独有期 2億円以上	
報 酬 額	30,000	50,000	80000～相談	
工事5件～10件	15,000			
工事10件～49件	30,000			
工事50～99件	50,000			
工事100件～	80,000			
還付申告書作成1件につき5,000円				
ただし、特殊な計算をする場合は、別途加算する。				
※社会保険と労働保険の手続きを同時に行う場合は、原則15,000円を値引きする。				

業 務 単 価 表

区 分	内 訳				
相談業務	(通常相談) 目安:一般的な相談(特にノウハウや特殊な判例などの調べ物を要しない内容のもの)				
	相談方法	1回の基本料	出張費(半日)	30分超過単価	
	電話相談	5,000	相談等の時間が30分未満であっても基本料は必要になります	5,000	
	メール相談	5,000		5,000	
	面談相談(ご来訪)	5,000		5,000	
	面談相談(ご訪問)	6,000		10,000	6,000
	相談に付随する調査・検討・研究・資料作成	5,000			5,000
	※基本料には30分までの相談料を含む				
	(高度な相談) 目安:ノウハウや経験を必要とする内容であったり、懲戒処分案件(懲戒解雇を除く)、労働紛争に至らない未然の相談				
	相談方法	1回の基本料	出張費(半日)	30分超過単価	
	電話相談	7,500	相談等の時間が30分未満であっても基本料は必要になります	7,500	
	メール相談	7,500		7,500	
	面談相談(ご来訪)	7,500		7,500	
	面談相談(ご訪問)	9,000		10,000	9,000
	相談に付随する調査・検討・研究・資料作成	7,500			7,500
	※基本料には30分までの相談料を含む				
	(難易度の高い相談・緊急の相談) 目安:相当な経験・ノウハウが必要な内容であったり、懲戒解雇処分の案件、個別労働紛争や労働トラブルに発展しているレベルの相談、至急対応の相談				
	相談方法	1回の基本料	出張費(半日)	30分超過単価	
	電話相談	10,000	相談等の時間が30分未満であっても基本料は必要になります	10,000	
	メール相談	10,000		10,000	
面談相談(ご来訪)	10,000	10,000			
面談相談(ご訪問)	12,000	10,000		12,000	
相談に付随する調査・検討・研究・資料作成	10,000			10,000	
※基本料には30分までの相談料を含む					
(調査) 行政等へ相談案件の質問等(訪問)					
相談形態	基本料	出張費	30分超過単価		
出張調査	15,000	実費	10,000		

【個別委託業務】

業務単価表

区分	内 訳		
相談業務	(資料)		
	相談形態	基本料	10枚超5枚単価
	一般的に市販されているもの	5,000	1,000
	上記以外のもの	10,000	2,000
	※基本料には、資料枚数10枚を含む		
	相談業務に「就業規則・諸規程の見直し」は含みません。ただし、ごく軽微な一部の規定改定のアドバイス等は相談業務に含みます。		
	【相談業務の基本的な考え方】		
	(1)「相談」とは、ある物事について考え方をもちその考えが法律に照らし正しいか否かの判断を求めることをいいます。 労働紛争に発展しないよう予防的なアドバイスを求めることも相談業務になりますが、労働組合交渉についてのアドバイスや個別労働紛争に発展した事案は、相談業務には含めません。		
	(2) 相談業務には報提供を含みます。また、様式類の提供も一般的なものは相談業務に含めますが、特殊な様式や様式そのものを作成するのは相談業務に含みません。		
	【相談業務とならない具体的事例】		
	(1) 規則・規程の作成及び見直し業務 就業規則の作成等は別途料金が発生します。ただし既存の就業規則で数個の条についてアドバイスを求める等軽微なことは相談業務に含みます。		
	(2) 書類の作成 手続き書類作成についての相談の場合は、基本的な作成作業はできていて記入した内容が手続きにどのような影響が生じるような相談は含めますが、記入作業そのものについては「相談」ではなく「作業」になりますので相談業務には含みません。 雇用契約書の作成や各種文書の作成は「相談」ではなく「作業」になります。		
助成金申請	①	計画届・改善計画書	基本料 100,000円 ※計画届は受理・不受理にかかわらず申し受けます。
	②	支給申請	基本料 100,000円 ※支給申請は受理・不受理にかかわらず申し受けます。
		申請によって助成される額	助成金額 10% ※助成額の10%を手続き報酬として申し受けます。

【個別委託業務】

業務単価表

区分	内 訳	報酬額
調査	行政官庁の調査立会 調査は2時間が基本	30,000
規程・規則	就業規則の作成・変更 (基本料200,000+作業内容による加算)	その都度見積
	給与規定・退職金規程その他諸規定の作成・変更 (基本料100,000+作業内容による加算)	その都度見積
	就業規則点検業務「労働基準法等の法律に抵触していないかのみ点検」 基本料 ●ご注意:点検して変更箇所がなかったとしても基本料は発生します。(法改正箇所が5箇所程度は基本料金内です。) <p>また、変更箇所が多岐にわたる場合は、概ねつぎの報酬が加算されます。法改正箇所が6箇所から10箇所まで=加算料30,000円</p> <p>※なお、法改正箇所のみ点検ですのでご提案事項は含まれませんのでご注意ください。</p>	50000
講師	関与先様の社内講習会・社内研修会講師(2時間) 出張料・旅費は別途	50000
	関与先様の社内講習会・社内研修会講師(3時間) 出張料・旅費は別途	70000
	依頼研修会講師(2時間)・レジュメ新規作成(20頁まで) 出張料・旅費は別途	150,000

テレワーク導入コンサルタント、テレワーク研修は別料金表となります。